

# 読谷村育英会定款

(1959年4月30日制定)

改正	1959年8月21日	改正	平成11年5月26日
改正	1960年8月29日	改正	平成12年5月26日
改正	1967年9月7日	改正	平成16年6月3日
改正	昭和47年10月5日	改正	平成19年4月1日
改正	昭和48年9月1日	改正	平成19年6月13日
改正	昭和49年11月29日	改正	平成20年6月13日
改正	昭和55年9月26日	改正	平成21年6月12日
改正	昭和57年10月22日	改正	平成22年2月9日
改正	昭和58年10月20日	改正	平成22年6月11日
改正	昭和60年10月21日	改正	平成23年6月9日
改正	昭和63年10月17日	改正	平成24年6月7日
改正	平成3年10月9日	改正	平成27年1月29日
改正	平成4年3月24日	改正	平成27年6月3日
改正	平成7年6月13日	改正	平成28年6月3日
改正	平成9年6月9日	改正	平成29年6月1日
改正	平成10年3月24日	改正	令和2年6月22日

## 第1章 総則

第1条 読谷村育英会条例に基づき、読谷村育英会を組織し事務所を村役場内におく。

第2条 本会は優秀なる学生で、経済的理由によって就学困難なる者に対して学資を貸費し、その他育英上必要な業務を行って有用な人材を育成することを目的とする。

## 第2章 基金及び資産

第3条 本会の基金は「260,000,000円」とし、村補助金及び寄附金をもって充てる。

第4条 本会の資産は、基金・補助金・篤志家の寄附金及びその他の収入をもって構成する。

## 第3章 会員・役員

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

第6条 本会に次の役職員をおく。

会長：1人 副会長：1人 理事：10人 監事：2人  
評議員：若干名 会計：1人 書記：1人

第7条 各役職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務を処理し、会長・副会長ともに事故あるときは、その職務を代理することができる。
- (4) 監事は、本会の会計業務を監査し、理事会・評議員会にその結果を報告する。また、必要に応じ会議に出席して意見を述べることができる。
- (5) 評議員は、本会の業務に関し、重要な事項について会長の諮問に応じ又は会長に対して意見を述べることができる。
- (6) 書記は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。
- (7) 会計は、本会の金銭出納並びに予算及び決算に関する職務を行う。

第8条 会長及び副会長は、理事の互選による。

- 2 理事は、村長・教育長・村議会正副議長・村教育委員及び村内小中学校長2人をもって充てる。
- 3 監事は、村の監査委員をもって充てる。
- 4 評議員は、理事・副村長・村議会各常任委員長・村内小中学校長・村婦人会長・村青年団協議会長・村公民館連絡協議会正副会長をもって充てる。
- 5 会計及び書記は、教育委員会教育総務課職員をもって充てる。
- 6 各役員任期は2年とし、補充役員は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

第9条 前条に掲げる各役員報酬は、無報酬とする。

- 2 各役員のうち、教育委員、議会議員、監事、村公民館連絡協議会正副会長、村婦人会長、村青年団協議会長の職にある者については、本会の会議に出席するための費用弁償として、一日あたり1,500円を支給する。

#### 第4章 会 議

第10条 本会の会議は、下記のとおりである。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会
- 2 総会は、原則年1回開催し次の事項を議決する。ただし、評議員会をもって総会にかえることができる。
  - (1) 決算及び予算の承認
  - (2) 事業計画の承認
  - (3) 定款の改廃の承認

第11条 本会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

#### 第5章 業務及び執行に関する事項

第12条 本会は、定款第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 学資の貸費
- (2) 前号の事業に附帯する業務
- (3) その他本会の目的達成上必要な事業

第13条 本会より学資の貸費を受ける者は、本村に引き続き12箇月以上住所を有する者で学業優秀で入学後学資を負担する者の経済上の支障により、学業の継続が困難と認められる者について、毎年度予算の範囲内において選抜する。

- 2 貸費生は、同一条件の場合は選抜の重点を修業後半期にある上級生におく。
- 3 転学・転科は原則として認めない。
- 4 貸費申請者が多数で予算枠を超えた場合の選考方法は、村県民税等の低い順位に選抜する。
- 5 他より育英資金の貸費を受けている者は該当しない。

第14条 貸費生は、毎年理事会において選定する。

第15条 貸費を受ける者の募集については、原則年2回行うことができる。ただし、定員に達した場合は、その限りではない。

- 2 貸費を願い出るときは、毎年次の各号の書類を本会が定める期日(土日祝日を除く)までに、速やかに提出しなければならない。
  - (1) 住民票謄本 1通
  - (2) 在学証明書
  - (3) 成績調書
  - (4) 同一世帯の課税証明書
  - (5) その他本会の指示するもの

第16条 貸費する金額は、1人1箇月国外大学生(留学生)は「50,000円」以内・県外大学・専門学校は「50,000円」以内・県内大学・専門学校は「40,000円」以内とし、12箇月貸費する。ただし、貸費生が休学したときは、その期間貸費を停止する。

- 2 入学準備金については、大学・専門学校の新入学時に一度を限りに貸費するものとする。金額は、国外大学「100,000円」以内、県外大学・専門学校「100,000円」以内、県内大学・専門学校「80,000円」以内とする。
- 3 貸費期間は、学校教育法に定める大学(大学院を含む)の修業年限り又は貸費選定されてから卒業までの実年限りとする。ただし、特別専攻科にして、実施修業年を必要とするものは理事会の決議により延期することができる。
- 4 貸費を停止された者が復活を願い出るときは、理事会の承認によりこれを許可することができる。

第17条 貸費生は学校卒業後、下記の方法によりその貸費金を償還しなければならない。

- (1) 卒業後6箇月以降、その貸費月額 $\frac{2}{1}$ を毎月償還する。ただし、貸費金については利子をつけない。
- (2) 入学準備金の償還は、貸費月額の償還後、引き続き償還するものとし、貸費入学準備金の $\frac{4}{1}$ を4箇月で償還するものとする。

(3) 保護者及び保証人は、貸費額の償還に対し貸費生とともに義務を負うものとする。

第18条 貸費生は、下記の各号の一に該当するときは貸費を廃止し、本会の指定する方法により貸費金を償還せしめる。

- (1) 貸費生が予め理事会の許可を得ることなく選定当時の大学等を変更し、又は転科した者
- (2) 政府を暴力で破壊することを主張する政党及び団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 特別の事情ある場合を除き、停級した者
- (4) 退学した者
- (5) 第13条の条件を欠いた者

第19条 本会は、貸費生に対し、次の各号に掲げる場合には、それぞれ償還金を免除、減額又は償還を猶予することができる。

- (1) 貸費生が死亡又は障害を有することとなり、業務に就くことができなくなった場合は、償還を免除することができる。
- (2) 貸費生が疾病又は出産等により、業務に就くことができなくなった場合は、償還額を減額又は償還を猶予することができる。
- (3) 貸費生が大学等を卒業後、さらなる進学により学業を継続する場合には、償還を猶予することができる。
- (4) 貸費生が新型インフルエンザ等の影響を受け、就労が困難等の理由で困窮している場合は、償還額を減額又は償還を猶予することができる。

第20条 貸費生は、規定の書式によって保証人連署の上誓約書を提出しなければならない。

- 2 保証人は、本村内に住所を有する満20歳以上75歳未満で保護者以外の所得を有する者2人とし、正副会長が適当と認めた者に限る。ただし、やむを得ず他市町村在住者を保証人とする場合、所得証明書を添付しなければならない。
- 3 保証人がその住所、氏名、身分等に異動を生じたときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
- 4 育英会の役員は、貸費生の保証人になることはできない。

第21条 貸費生に、休学、卒業、退学、その他身分上の変更がある場合は、本人及び保証人は即時報告しなければならない。

第22条 貸費生は、本定款の義務を履行しないときは、貸費した金額を一時に償還せしめることがある。

## 第6章 会計

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 本会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

第24条 本会は、下記の方法によって業務上の余裕金を保管する。

- (1) 読谷村内の金融機関

## 第7章 雑 則

第25条 本会に下記の表簿を備える。

- (1) 定 款
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) 財産目録
- (4) 出納簿
- (5) その他必要な表簿

第26条 この定款の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

本定款は、1959年4月30日から施行する。

附 則

本定款は、1960年4月30日から施行する。

附 則

本定款は、1967年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成21年6月12日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本定款は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

本定款は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

本定款は、平成23年6月9日から施行する。ただし、改正後の第16条及び第17条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

本定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本定款は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

本定款は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

本定款は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

本定款は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

本定款は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

本定款は、令和5年2月1日から施行する。

# 読谷村育英会学資貸費規程

第1条 この規程は、読谷村育英会定款第26条の規定に基づき、貸費の内規としてこれを定める。

第2条 本会より学資の貸費を受けようとする者は、定款第13条に規定する者に対し、次の各号により貸費するものとする。

(1) 貸費申請者が多数で予算枠を超えた場合の選考方法は、村県民税等の低い順位で選抜する。ただし、同一世帯で2人以上貸費を受けようとする者は、税額の年額をその数で除した額とする。

(1971年10月11日、昭和50年9月9日、昭和52年9月8日、昭和53年11月5日、昭和57年10月22日、昭和62年10月13日、昭和63年10月17日、平成11年5月26日、平成19年6月13日、平成28年6月3日本号改正)

(2) 前号により選考するも特殊事情ある者は、第3条の範囲内において貸費することができる。

第3条 貸費金額は当分の間、年額「47,300,000円」以内とする。

(1961年8月28日、1968年9月19日、昭和50年9月9日、昭和56年9月28日、昭和58年10月20日、平成元年10月13日、平成3年10月9日、平成10年5月29日、平成16年6月3日、平成17年6月13日本条改正)

第4条 貸費生の選抜は、新旧共に毎年更新の上審議決定する。

第5条 貸費金の償還は、卒業後6箇月以降その貸費月額額の2分の1額を毎月10日までに、育英会会計に納入しなければならない。

第6条 貸費金は毎月10日までに、会計係から貸費生（保護者）の口座に振り込むものとする。

第7条 身体障害その他やむを得ざる事由により、転科する者は学校長からの要請に基づき、理事会において貸費を許可することができる。

第8条 貸費生は誓約書を堅く遵守し、保護者・保証人は連帯責任をもって本会に対する義務を履行するものとする。

2 定款第20条に規定する誓約書の書式は、別表第1号のとおりとする。

(平成29年6月1日本条改正)

附 則

この規程は、1959年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、1961年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、1967年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、1968年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、1971年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月11日から施行する。



附 則

この規程は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

## 誓 約 書

この度読谷村育英会の貸費生に選定されましたので、読谷村育英会定款を堅く守り、本人の身上に関する一切について保護者及び保証人において保証致します。

よって、後日の証文としてここに誓約致します。

読谷村育英会会長 殿

令和 年 月 日

貸費生	住 所	読谷村字 _____		
	フリガナ 氏 名	印	(電話	— )
保護者	住 所	読谷村字 _____		
	本 籍	_____		
	フリガナ 氏 名	印	(電話	— )

注) 上記貸費生の保証人として、貸費金の償還が6ヶ月以上未納になった場合、貸費生または保護者に代わって償還金を返済いたします。

令和 年 月 日	保証人	住 所	_____	
		本 籍	_____	
		フリガナ 氏 名	印	(電話 — )
				)

令和 年 月 日	保証人	住 所	_____	
		本 籍	_____	
		フリガナ 氏 名	印	(電話 — )

◎ 読谷村育英会定款第20条第2項

保証人は、本村内に住所を有する満20歳以上75歳未満で保護者以外の所得を有する者2人とし、正副会長が適当と認めた者に限る。ただし、やむを得ず他市町村在住者を保

証人とする場合、所得証明書を添付しなければならない。